

邑南町の建設工事における最低制限価格の設定について

● 最低制限価格制度

最低制限価格制度とは、地方自治法施行例第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、工事又は製造その他について請負の契約の入札において、契約内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。

邑南町では、原則として予定価格が 100 万円を超える建設工事について、最低制限価格を設定しています。

● 最低制限価格の算定方法

原則、島根県の算出方法に準拠して算定します。

予定価格の 10 分の 8 から 10 分の 9 の範囲内とします。

● 最低制限価格の公表

最低制限価格は、入札後に公表いたします。